

10月11日付け プレスリリース

No.	件名	担当課
1	川口小学校創立150周年事業の実施	学校教育課
2	鳥潟会館庭園の国名勝指定について	歴史文化課

令和6年10月11日

大館市記者クラブ員 各位

学校教育課長 鈴木 明

川口小学校創立150周年記念事業の実施について

川口小学校創立150周年記念事業が下記の日程で開催されます。

つきましては、このことについて広く周知を図りたく、当日の取材及び記事の掲載についてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○と き 10月20日（日） 午前8時50分～11時40分

○と ころ 川口小学校 体育館

○内 容 第1部 「創立150周年記念式典」

・午前8時50分～9時25分

第2部 「創立150周年記念学習発表会」

・午前10時～11時40分

第3部 「創立150周年記念打ち上げ花火」

・午後6時30分（学校グラウンド開放）

【お問い合わせ先】

大館市教育委員会 学校教育課 鈴木 明

TEL：0186-43-7112 FAX：0186-54-6100

令和6年10月11日

大館市記者クラブ員 各位

歴史文化課長 関 智 仁

鳥潟会館庭園の国名勝指定について

当市所有の鳥潟会館庭園が、6月24日付けで文部科学省の審議機関である文化審議会から、国の名勝として指定するよう文部科学大臣に答申されておりましたが、本日、国の名勝に指定する旨、官報で告示されました。

つきましては、このことについて広く周知を図りたく、取材及び記事の掲載についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 記念物の名称 鳥潟会館庭園
(大館市花岡町字根井下156番地)
2. 指 定 日 10月11日(金)
3. 所 有 者 大館市(管理者 大館市教育委員会)

お問い合わせ

大館市教育委員会 歴史文化課

担当：関 電話 0186-43-7133

曾根遺跡群	昭和三十七年文部省告示第四百一十一号	ワレ塚古墳	福岡県糸島市曾根字中	四三〇番のうち実測九六四・四三平方メートル、四三一番のうち実測二〇・一六平方メートル、四三二番のうち実測五九・三五平方メートル	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県文化財担当部局及び糸島市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。
平原遺跡	昭和三十七年文部省告示第四百一十一号	ワレ塚古墳	福岡県糸島市		
銭瓶塚古墳					
狐塚古墳					
福岡長者原官衙遺跡	平成二十九年文部科学省告示第三百三十七号	福岡県行橋市南泉二丁目	一五五番四、一五五番八のうち実測四五・二七平方メートル、一五七番五	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県文化財担当部局及び行橋市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	
阿恵官衙遺跡	令和二年文部科学省告示第十七号	福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵字小浦	八六番のうち実測五一八五・七八平方メートル	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県文化財担当部局及び粕屋町文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	
御所山古墳	昭和三十七年文部省告示第三百一十四号、平成二十四年文部科学省告示第五百一十一号、令和二年文部科学省告示第二十三号及び令和四年文部科学省告示第二十九号	福岡県京都郡原字下屋敷	八九四番、九〇五番二		
姉川城跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号及び令和五年文部科学省告示第十三号	佐賀県神埼市神埼町大字姉川字五本杉	一四九番二、一二四五番、一二四六番		

[illegible]

○文部科学省告示第四百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年十月十一日

文部科学大臣
阿部
俊子

名 称	所 在 地	地 域
鳥潟会館庭園	秋田県大館市花園町 字根井下	一五六番
西氏庭園	石川県金沢市長町三丁目	一第、二第、三第、七第

○文部科学省告示第百四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる名勝に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年十月十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

上	下
名 称	地 域
臨濟寺庭園	静岡県静岡市葵区大岩町
昭和三十二年文部省告示第百三十四号	一、二、七番のうち実測八六六・八三平方メートル
同 大岩宇城	一、二、九番のうち実測一六四九・一四平方メートル、一、二、九番のうち実測二二八八・六三平方メートル
備考 一筆の土地のうち一部のみに指定するものについては、地域に関する実測図を静岡県文化財担当部局及び静岡市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。	

○文部科学省告示第百四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、同法第百十一条第一項の規定に基づき、同表下欄に掲げる地域の指定を解除したので、同法第百九条第三項及び第百十二条第四項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年十月十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

上	中	下
名 称	所 在 地	地 域
象潟	秋田県にかほ市象潟町字上二本松	一、四番、一、四番、一、四番
昭和三十九年文部省告示第十六号	同 字二本松	五〇番、二
同 字二本松	同 字象潟島	一第

同 字兵庫島	四番、七三番、七五番、四三番、一	同 字家ノ後	一三一番
同 字鳥島	二番、五七番、七	同 字毘沙門	二第
同 字藩路森	六三番のうち実測二〇三、〇〇平方メートル、八三番、六五番、六六番、九四番	同 字大門先	二九番、三一第
同 字淵隠	二五番、三九番、四番、四七番、五一番	同 字大森	一七四番、二五二番
同 字鷹放	二八番	同 字尼森	三二番
同 字弁天島	九七番、九七番、一四二番、一四三番、一四四番、一四四番、一四四番、一四四番	同 字丹波崎	一第、三三番
同 字武道島	七番、二番	同 字砂エゴ	一第
同 字能因島	七番、二番	同 字タラノ	三二番
同 字絵松島	四番、九六番	同 字狐森	二八番
同 字砂エゴ	一第	同 字才ノ神	一〇二番
同 字天神下	六四番	同 字武道島	七第
同 字狐森	二八番、二	同 字鳥島	三番、六番
同 字才ノ神	一〇二番	同 字鷹放	二二番、二二番、二二番、二二番
同 字男島	二番、三〇番、四	同 字深田下	三八番
同 字塩焼島	九番、六〇番、六〇番、二		
同 字水越	二二番、二五番		
同 字象潟島	二番		
同 字大塩越	九一第		
同 字長島	三八番、三九番、四〇番		
同 字入道島	四第		
同 字タラノ	九第		
同 字木島	備考 一筆の土地のうち一部のみに指定するものについては、地域に関する実測図を秋田県文化財担当部局及び秋田県文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。		